

# 共生型小規模多機能ホーム Ohana

当施設は倉敷市の指定を受けています。  
(倉敷市指定 第3390201881号)

## 重要事項説明書

〈2024年6月1日現在〉

重要事項説明書

# 共生型小規模多機能ホーム Ohana

<令和 6年 6月 1日現在>

あなたに対する小規模多機能型居宅介護の提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

## 1 事業者の概要

事業者名称	富田ケアセンター有限会社
主たる事務所の所在地	岡山県倉敷市玉島道口2754-1
法人種別	有限会社
代表社名	山中 祥吉
電話番号	(086) 526-5900

## 2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	共生型小規模多機能ホーム Ohana
指定事業者番号	3390201881
所在地	岡山県倉敷市玉島乙島7183-1
電話番号	(086) 522-0066

営業日	365日	
営業時間	訪問系サービス	24時間
	通いサービス	9時30分～16時30分
	宿泊サービス	16時30分～翌9時30分
通常の事業の実施地域	倉敷市・指定を受けた他市町村	
登録定員	29名	
利用定員	通いサービス	18名
	宿泊サービス	9名

※ 当事業所は、原則として利用申し込みに応じますが、ご登録を頂いている場合であっても、利用定員を超過する場合には、通いサービス又は宿泊サービスの提供ができない日がある場合がありますので、ご了承ください。

## 3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者様が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と、地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、その有する能力に応じ、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うことを目的とします。
運営の方針	「常に利用者の要望を可能な限り受け止め、全ての人の為になるかどうか考え、そして、全ての人が満足できるように務め、全ての人に愛される事業所を目指します。」という法人理念を遵守しつつ、利用者・地域住民の方々と質の高い生活支援空間を作り上げていきます。

## 4 従業者の職種及び勤務の体制

従業者の職種	資格	員数	勤務の体制
管理者	認知症対応型サービス事業管理者研修	1人	常勤1名（兼務）
介護職員		7人以上	常勤1名以上
看護職員	看護師又は准看護師	1人以上	常勤1名以上
介護支援専門員	介護支援専門員	1人以上	常勤1名（兼務）以上

## 5 設備概要

居間兼食堂 122.82㎡	浴室 一般浴・特浴機・手すり・ナースコール
宿泊室 9室	送迎車 4台
トイレ 4か所（内、車いす対応3か所）	

6 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

①小規模多機能型居宅介護費

サービスの種類	内容・標準的な手順	保険適用	単位	利用料（負担割合1割の場合）
小規模多機能型居宅介護サービス	介護保険法の内容に沿ったもの	適用有	一月	要介護1：10,458単位
				要介護2：15,370単位
				要介護3：22,359単位
				要介護4：24,677単位
				要介護5：27,209単位
小規模多機能型居宅介護サービス（同一建物に居住する者に対して行う場合）	介護保険法の内容に沿ったもの	適用有	一月	要介護1：9,423単位
				要介護2：13,849単位
				要介護3：20,144単位
				要介護4：22,233単位
				要介護5：24,516単位
短期利用居宅介護費	介護保険法の内容に沿ったもの	適用有	1日につき	要介護1：572単位
				要介護2：640単位
				要介護3：709単位
				要介護4：777単位
				要介護5：843単位

②介護予防小規模多機能型居宅介護費

サービスの種類	内容・標準的な手順	保険適用	単位	利用料（負担割合1割の場合）
介護予防小規模多機能型居宅介護サービス	介護保険法の内容に沿ったもの	適用有	一月	要支援1：3,450円
				要支援2：6,972円

食事・宿泊費

食事の提供に関する費用	朝食	給付外	一食	300円
	昼食			650円
	夕食			650円
宿泊に要する費用	9部屋（個室）定員数9人	給付外	一泊	3000円
	シーツ代			300円

※利用料は負担割合2割、3割の場合は負担割合に応じた小規模多機能型居宅介護費となる。

その他の費用

種類	M	L	LL
尿取りパット	30円	50円	
リハビリパンツ	150円	170円	230円
紙おむつ	160円		
連絡帳	100円（希望者のみ）		

7 交通費実費

事業の実施地域にお住まいの方は無料です。利用者の居宅が当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、送迎に要する費用及び訪問サービスに要した交通費について、距離に応じて（片道1kmにつき100円）実費を請求致します。

## 8 苦情申立窓口

共生型小規模多機能ホーム Ohana 苦情対応窓口	平日 午前8時30分～午後5時30分 土日 午前8時30分～午後5時30分 TEL (086)-522-0066 苦情相談窓口 共生型小規模多機能ホーム Ohana 担当者 寺脇 弥博
------------------------------	---

## 行政機関その他苦情受付機関

倉敷市役所介護保険課	倉敷市西中新田640 TEL (086) 426-3343 受付時間 8時30分～17時15分 (土・日・祝日・年末年始を除く)
岡山県国民健康保険団体連合会	岡山市桑田町17-5 TEL (086) 223-8811 受付時間 8時30分～17時00分 (土・日・祝日・年末年始を除く)

## 9 緊急時の対応方法

利用者の主治の医師又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従うとともに、緊急連絡先に連絡致します。

利用者の主治の医師	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	

協力医療機関	医療機関の名称	医療法人社団 新風会 玉島中央病院
	院長名	櫻井 勝
	所在地	倉敷市玉島阿賀崎2-1-1
	電話番号	(086) 526-8111
	診療科	外科 内科 泌尿器科 皮膚科等

協力医療機関	医療機関の名称	医療法人 賀新会プライムホスピタル玉島
	院長名	西山 武
	所在地	倉敷市玉島750-1
	電話番号	(086) 526-5511
	診療科	内科 整形外科 泌尿器科等

協力医療機関	医療機関の名称	医療法人 東風会 守屋歯科医院
	院長名	味村 敏郎
	所在地	倉敷市連島矢柄5859
	電話番号	(086) 446-6400
	診療科	歯科 訪問歯科 口腔外科等

## 10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。  
事故の状況及び事故に際して採った処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。  
また、利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

### 1.1 高齢者虐待防止に関する事項

高齢者虐待防止検討会	運営規程参照
高齢者虐待防止に関する指針	運営規程参照
高齢者虐待防止研修会	年一回以上開催

### 1.2 身体拘束等適正化に関する事項

身体拘束適正化検討会	運営規程参照
身体拘束適正化に関する指針	運営規程参照
身体拘束適正化研修会	年二回以上開催

### 1.3 職場環境の確保に関する事項

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止する為の措置を講じます。

1.4 非常災害対策

医療機関への通報・連絡体制の整備について	法人の設置する事故・安全委員会に参画すると共に、速やかに関係機関への通報、連絡ができるよう災害時マニュアルを作成しています。
避難・救出等必要な訓練の実施について	避難訓練は年2回計画いたします。
防火管理責任者	中本勇次

1.5 業務継続計画の策定に関する事項

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者様に対しサービスの提供を継続的に実施する為、また非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。また従業者に対し、業務継続計画の周知と必要な研修及び訓練を定期定期に実施します

1.6 感染症の予防及び蔓延の防止に関する事項

感染症の予防・蔓延の防止検討会	運営規程参照
感染症の予防・蔓延の防止に関する指針	運営規程参照
感染症の予防・蔓延の防止研修会	年一回以上開催

減算になる場合について

減算についての項目	単位	内容
サービス提供が過少である場合	所定単位数の100分の70に相当する単位数	<p>・登録者（短期利用居宅介護費を算定するものを除く。）1人当たり平均提供回数が、週4回満たない場合</p> <p>≪登録者一人当たり平均回数≫                      「登録者一人当たり平均回数」は以下の算定式で算出するものとする。                      「登録者一人当たり平均回数」＝                      「暦月のサービス提供回数」                      「当該当月の日数」×「登録者数」×7                      ※月途中から利用開始又は終了した場合は、利用していない日数を控除する。登録者が入院した場合の入院日（入院初日及び退院日を除く。）についても同様とする。</p>
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数 令和7年3月31日までは経過措置期間とする。	<p>（1）身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</p> <p>（2）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>（3）身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>（4）介護職員その他の従業者に対して、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数	<p>（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>（2）虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>（3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>（4）上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>
業務継続計画未策定減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数	<p>感染症又は災害の両方の業務継続計画が未策定の場合                      ※令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。</p>

各種加算について

加算の項目	単位	内容
初期加算	30（1日につき）	登録日から起算して30日以内の機関。30日を超える病院・診療所への入院後に小規模多機能型居宅介護事業所の利用を再開した場合も同様です。
認知症加算（Ⅰ）	920（1月につき）	<p>①認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置                      ②認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合                      ③当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催                      ④認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施                      ⑤介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施又は実施予定</p>

認知症加算（Ⅱ）	890（1月につき）	①認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すことに1を加えて得た数以上配置②認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合③当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催
認知症加算（Ⅲ）	790（1月につき）	日常生活に支障をきたす恐れのある症状又は行動が認められるため介護を必要とする認知症の方
認知症加算（Ⅳ）	460（1月につき）	要介護2で周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の方
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200（1日につき）	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅の生活が困難であり緊急に小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、小規模多機能型居宅介護を行う。
若年性認知症利用者受入加算	800（1月につき）	要件 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること 認知症加算を算定している場合には、算定しない
看護職員配置加算（Ⅰ）	900（1月につき）	常勤専従の看護師を1人以上配置
看護職員配置加算（Ⅱ）	700（1月につき）	常勤専従の准看護師を1人以上配置
看護職員配置加算（Ⅲ）	480（1月につき）	看護職員を常勤換算で1人以上配置
看取り連携体制加算	64（1日につき）	看取り期にサービス提供を行った場合、死亡日および死亡日以前30日以下に算定。 ①看護師により24時間連絡できる体制を確保 ②看取り期の対応方針を定め、利用開始の際、登録者または家族等にその内容を説明し、同意を得る。 ③看護職員配置加算（Ⅰ）を算定している。
訪問体制強化加算	1000（1月につき）	①訪問サービスを担当する常勤の従業者を2名以上配置し全ての登録者に対する訪問サービスの提供回数が1月あたり延べ200回以上 ②小規模多機能型居宅介護事業所が同一建物に集合住宅を併設する場合は同一建物居住者以外の者の占める割合が50%以上であって、かつ①の要件を満たす場合に算定。但し訪問サービスの提供回数は、同一建物居住者以外の者に対する訪問サービスの提供回数について計算
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	1200（1月につき）	要件 総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）の①②の要件に加え、 ③日常的に利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること ④必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること ⑤事業所の特性に応じ、⑥⑦⑧⑨のいずれか一つ以上実施している事 ⑥地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること ⑦障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっていること ⑧地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること ⑨市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること

総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	800（1月につき）	要件 ①利用者の心身の状況・家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、ケアマネジャー、看護師、准看護師、介護職員等が共同し計画の見直しを行うこと ②利用者の地域での多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に参加する
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100（初回実施月のみ）	リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言を受けた上で介護支援専門員が生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅計画書を作成した場合に算定
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200（実施月以降3か月）	リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が利用者の自宅を訪問し身体状況等の評価を共同して行った場合に算定 ・介護支援専門員が生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅計画書を作成すること
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100（1月）	○（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。 ○見守り機器等のテクノロジー（※2）を複数導入していること。 ○職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。 ○1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10（1月）	○利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ○見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ○1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。

サービス提供体制強化加算 (I)	750 (1月につき)	①従業者の個別の研修計画を作成し、研修を実施又は実施予定②利用者の情報・留意事項の伝達または従業者の技術指導を目的とした介護を定期的に関催、加算 (I) 従業者 (保健師・看護師又は准看護師を除く) のうち介護福祉士が70%以上もしくは従業者 (看護師又は准看護師であるものを除く。) の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上であること。登録定員超過利用及び人為基準欠如に該当しないこと。
サービス提供体制強化加算 (II)	640 (1月につき)	①従業者の個別の研修計画を作成し、研修を実施又は実施予定②利用者の情報・留意事項の伝達または従業者の技術指導を目的とした介護を定期的に関催、加算 (II) 従業者 (保健師・看護師又は准看護師であるものを除く。) のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であること。登録定員超過利用及び人為基準欠如に該当しないこと。
サービス提供体制強化加算 (III)	350 (1月につき)	加算 (III) 従業者 (保健師・看護師又は准看護師を除く) のうち介護福祉士が40%以上 従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が60%以上 従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上であること。登録定員超過利用及び人員基準欠如に該当していないこと。
介護職員等処遇改善加 (I)	所定単位数の14.9%を 加算	左記の所定単位数とは、基本報酬・各種加算を加えた総単位数とする。
介護職員等処遇改善加 (II)	所定単位数の14.6%を 加算	
介護職員等処遇改善加 (III)	所定単位数の13.4%を 加算	
介護職員等処遇改善加 (IV)	所定単位数の10.6%を 加算	
口腔・栄養スクリーニング 加算	20/回 (6月に1回を限度)	①利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報 (当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。) を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。②利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報 (当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。) を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。③登録定員超過利用及び人員基準欠如に該当しないこと。
科学的介護推進体制加算	40/月 (短期利用については算定しない)	①利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。②必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど小規模多機能型居宅介護の提供にあたって①に規定する情報その他小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している事。

(乙) 当時業者は、(甲) に対する小規模多機能型居宅介護の提供開始にあたり、(甲) に対して本書面に基いて上記重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

富田ケアセンター有限公司 代表取締役 山中 祥吉

共生型小規模多機能ホーム Ohana

説明者

職名

\_\_\_\_\_

氏名

\_\_\_\_\_

代筆者

\_\_\_\_\_

(甲) 私は、本書面に基いて(乙) から上記重要事項の説明と交付を受け、共生型小規模多機能型居宅介護の提供開始に同意しました。

(甲) 利用者

住所

\_\_\_\_\_

氏名

\_\_\_\_\_

(甲) 家族(代理人・身元引受人)

① 住所

\_\_\_\_\_

(続柄)

氏名

\_\_\_\_\_

② 住所

\_\_\_\_\_

---

(続柄)

氏名

---